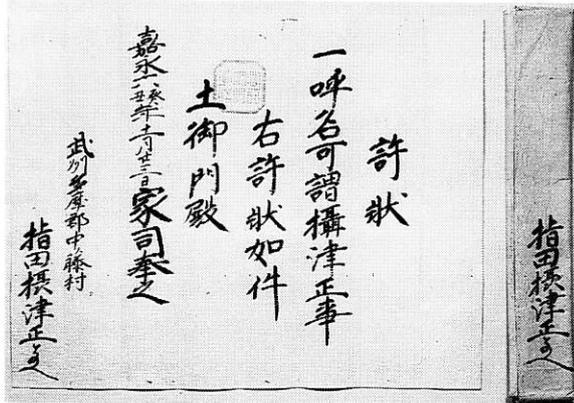


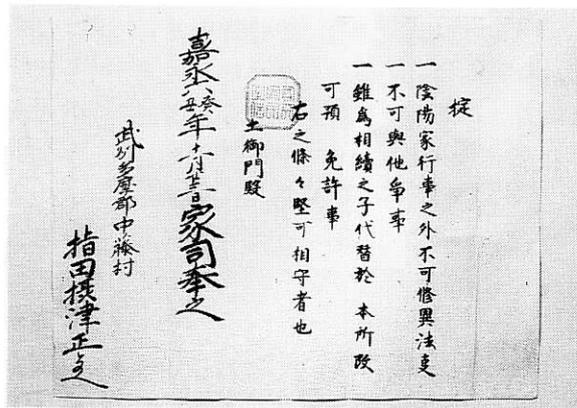
資料館だより

平成11年(1999)
1月15日

編集・発行 武蔵村山市立歴史民俗資料館 〒208-0004 武蔵村山市本町5-21-1 TEL 042(560)6620



陰陽道「撰津正」呼名許状（嘉永6年）
指田和明氏所蔵



陰陽道 掟（嘉永6年）
指田和明氏所蔵

特別展

「村の知識人 指田家三代の資料

— 市指定文化財 指田日記の周辺 —

期 間 平成11年(1999)1月24日(日)～3月28日(日)

江戸時代から明治時代にかけて武蔵村山市内の
中藤村で活躍した知識人指田撰津福明(陰陽師)、
指田撰津藤詮(陰陽師)、指田鴻齋(医師)に関わる

古文書、書籍、医療器具等を展示し、村の知識人
の一端について紹介します。

中野犬の養育

市文化財保護審議会委員 寺町 勲

江戸幕府5代将軍綱吉の生類憐みの令は有名ですが、それにより江戸西郊の村々で中野犬を養育していたことはあまり知られていないのではないのでしょうか。ここでいう中野犬とは、中野の犬小屋に収容しようとしている野犬のことです。

本市域では、中藤村市郎右衛門組の名主乙幡家に約50点の関係文書や鑑札・印鑑などが残されておりますので、犬養育の様子を探ってみましょう。

1. 犬養育の目的 村々に犬を預けたのは、中野の犬小屋に収容しきれなかったからだと思われませんが、預けられた村々にとっては、よい副収入になったようです。このことは、「願いの通り御犬預く可く候」とか、「村の内七郎右衛門願ひ御犬の内、三拾五遣す可く候」という犬遣わし状や、「御犬御預け下し置かれ候様に願ひ奉り、御預け遊ばされ、養育金下され候に付、村中の潤いに罷り成り有難き仕合せに存じ奉り候」という請書などによって知ることができます。

2. 犬養育の人々 では、どのような村々で犬の養育をしていたのでしょうか。「中野村犬養育返納金納入方廻状写」には、柴村・三ヶ嶋村・入村・表・堀口村・上藤沢村・坂口村・上芋久保村・上正楽寺・下正楽寺・上堀之内・下堀之内・下糶谷村・久保村・下(上の誤りカ)中藤村・下芋久保村・菩提(木脱落カ)村などの村名があり、本市域としては上中藤村(市郎右衛門組)だけになっています。

また、宝永6年(1709)と思われる丑7月付の「御犬小飼之者共覚」には、犬名主曾右衛門・同年寄七郎右衛門をはじめ35人の名があります。市郎右衛門組の家数を約150軒としますと、4軒に1軒位の割で犬を養育していたこととなります。

3. 養育犬の数 養育犬の数は残念ながらよく分かりません。しかし、「中藤村名主方へ申し入れ候、明十四日願ひの通り御犬相預く可く候、(中略)御犬五十四疋遣わす可く候」という犬遣わし状や、宝永4年(1707)2月16日付の「御犬百四拾疋の養育金合わせて金貳拾三両四百たしかに請取り申す処実正也、銘々百四拾疋にわり渡し申す可く候」という請取証文などをみると、150疋は越えていたのではないかと考えられます。

4. 養育金の額 元禄13年(1700)11月7日付の請書には、「御犬壹疋 但しとらけ之御犬にて御

座候(中略)此の御犬の用いく金参歩壹金壹分請け取り申し候」とあり、1匹当たり年間金3分だったのではないのでしょうか。しかし、荏原郡上野毛村では、元禄16年(1703)に年間金2分が与えられており、御犬御用の世話役が1匹当たりながしかの賄金(山口領村々では1匹当たり銀2匁4分)を受け取っていましたから(所沢市史研究3、大館右喜氏論文)、犬養育人の取り分は明確ではありません。なお、宝永4年の請取証文(前出)は、140匹分で23両400ですから、1匹当たりは660文となり、年間の全養育費とはいえないようです。

5. 犬養育の様子 犬養育の始期は、中野犬小屋落成が元禄9年(1696)で、上中藤村に元禄13年辰年(1700)の犬預かり請書が2点もありますから、その間であったと思われます。また、終期は、江戸幕府6代将軍家宣がこの法を廃止した宝永6年(1709)だったようです。その間、副収入になったとはいえ、御犬の養育にはかなりの神経を使ったのではないのでしょうか。御犬養育請書には、次のような配慮事項を列記したものがあります。①御犬について百姓の障りになることはない。②病犬は大切にせずすぐに申し上げる。③御犬同士のけんかはすぐに引き分け、怪我した御犬は十分に手当をして、すぐに申し上げる。④往還で御犬に障る者がいたら、預かった御犬であることを告げ、不届き者は留め置き、すぐに申し上げる。⑤御犬預かりのことは近村へも知らせおき、当村では御犬を預からない者や幼少者でも御犬を大切にする。⑥狼には十分気をつけ、狼が出たら村中で追い払う。もし、怪我した御犬がいたらよく手当をし、すぐに飛脚をもって注進する。⑦御犬が病死したら飛脚をもって注進する。⑧御犬が行方不明になったら10日間は捜し、代り犬受領後も留意する。⑨犬養育金は間違いなく取り扱うなどです。

6. 犬養育の結末 宝永6年(1709)、この法が廃止されると、御犬は返すことになりました。しかし、養育金も返納しなければなりませんので、これに困って延納や分納を願った文書が多数あり、これによりますと、返納は少なくとも宝暦年間まで続けられました。また、養育期間中であっても、養育金をめぐるもめごとなどが起こりますと、御犬と養育金の返還を命じられたようでは有免を願う文書が残されております。

『指田日記』に見る民間療法（その1）

市文化財保護審議会委員 水野 紀一

指田藤詮の記した『指田日記』は、幕末から明治初年にかけての37年間にわたる日記であり、そこには近代化される以前の村落社会における伝統的な民俗文化の様々な側面が鮮やかに描き出されており、極めて貴重な民俗学的資料であると言えます。そこで筆者は、同日記を通して知られる武蔵村山の伝統的民俗文化について様々な角度から言及してみたいと考えております。本号では先ず初めに、民俗学で「民間療法」とか「伝統療法」などと言われている近代医学が発達する以前の病氣治療法について取り上げてみることにします。

近代医学が未発達であった時代、世界のどの民族にも共通することなのですが、病氣は呪術とか妖術などの宗教信仰と深い関わり合いをもっていました。病氣の原因は、誰かの邪術による呪いであるとか、悪霊の祟りだなどと考えられ、そのため病氣の治療は邪術や妖術に打ち勝つ力を身につけている呪術師によって行われました。今日でもこうした伝統療法を実践している民族もまま見受けられます。『指田日記』にも病氣が宗教信仰と深い関わり合いを持っていたことを示す記述が多く見受けられます。それは、日記の著者である指田藤詮自身が陰陽道により病氣の平癒を祈禱することを主な職掌とする陰陽師という職にあったことにもよると思われます。病氣に関する記述の中に藤詮が病人の家の者に頼まれて、病氣平癒の祈禱を行っている記事がしばしば見出されます。『指田日記』からは病に対する民間療法として様々な手段があったことが知られます。そしてそれらの手段が、病の軽重により選択され、或いは病の進行具合によって段階的に実践されるといった様子も窺えます。そこでそれらの伝統療法を一つ一つ取り上げて見ることにします。

① 千垢離・・・比較的病氣が軽い場合の療法で、家人が川や池で水浴びをして身を清め、神仏に病氣平癒を祈願する行為です。基本的には個人的祈願でしたが、重病の場合などに若衆連が集団で行ったり(天保六・3/29の記事)、村中で御嶽堂の池(現・番太池)で行ったり(天保七・9/8)することもありました。千垢離は、後述する千度参りとともに行われることが多かったようです。

② 加持祈禱・・・修験者や藤詮自身などの専門家によるもので、例えば三ヶ島の梶谷(所沢市)

の験者(天保九・3/22)とか、箱根ヶ崎の正重院(天保十二・4/15)が病家に頼まれ来村しています。藤詮自身については、石川(八王子市)や三沢村(日野市)、芋久保などに出張している記事や、自村においても、例えば疾病罹患の母子のために常宝院とともに「疫神送り」の儀礼を行ったり(嘉永三・7/11)、安政三年八月に疫病が流行したため、村中相談して痢病邪氣送りをすることになり、藤詮と常宝院が祈禱をし、村人も思い思いの異形の出で立ちで丸山台(東大和市)まで疫神を送った等の大変興味深い記載も見られます。

③ 観音経・般若経読経・・・病人が出ると観音経や般若経を個人的に、また集団で読経し、病氣平癒を御仏に祈願することもありました。安政五年八月にはコレラの流行(江戸市中でも大流行)により中藤村の三つの村組と神明ヶ谷・原山合同で大般若経の転読を行った、とあります。

④ 社寺への千度参り・・・霊験あらたかな社寺への千度参りにより、その御利益にすぎることも行われていました。日記には、村の鎮守社や真福寺百観音、そして山口観音(現・所沢市)へのそれが多く見られます。また、日記によると、特に病が重い場合や、疱瘡の流行など重大な事態に立ち至った場合などには「組合」や「若者衆」による村中挙げての千度参りが行われていたことが知られます。これは大事な点で、伝統的な村落社会の生活では、病は、軽ければ個人やその家のレベルの事柄であります。病が重症になるに従い、それは村全体が関わる事になる、つまり次第に多くの人が集まり関わることになるのです。病が軽い時には見舞いの人が多く訪れるけれど、いよいよ重症になると見舞いを控え、更に危篤状態ともなれば面会謝絶となり、病人は社会的に孤立するという、今日の病氣に対する対処の仕方と全く正反対であることが興味深いところです。またこの事を裏返して言い換えれば、「病」があることで村中の人々の団結や結束が強化されるということ、そして「病」が「組合」や「差場」などの村落組織、そして「若者衆」という年令集団組織の必要性や存在意義を村人達に再認識させるのに重要な役割を果たしていた、と行うことができるのです。

(つづく)

区分 番号	寄 贈 者	住 所	寄 贈 品 名	数 量
1	豊 泉 林 七	三ツ木一丁目	灯籠絵(明治・大正時代)	80点
2	木 村 春 枝	町田市相原町	作業服(少年飛行兵学校勤務時)ほか	3
3	前 田 恵	立川市幸町	ミシン(シンガー社製)	1
4	川 島 政 雄	本町四丁目	貼板ほか	3
5	乙 幡 博	本町二丁目	阪東鉄道関係書類ほか	105
6	福 島 勇	残堀五丁目	灯籠及び灯籠絵	30
7	柳 下 義 保	神明二丁目	タライ	1
8	金 井 範 子	三ツ木二丁目	豆腐販売用岡持ほか	7
9	永 瀬 永 由	本町四丁目	キセルほか	7
10	荒 畑 芳 旦	本町四丁目	縄文土器破片ほか	50

資料館利用状況(平成9年度)

区分 月	開館日数	総利用者数	市 内		市 外	
			人 数	割 合	人 数	割 合
4	24日	658人	319人	48.5%	339人	51.5%
5	23	707	370	52.3	337	47.7
6	24	908	361	39.8	547	60.2
7	26	1,078	549	51.0	529	49.0
8	26	1,210	649	53.6	561	46.4
9	22	693	298	43.0	395	57.0
10	20	618	386	62.5	232	37.5
11	24	1,163	652	56.0	511	44.0
12	22	841	472	56.1	369	43.9
1	23	744	504	67.7	240	32.3
2	22	926	567	61.2	359	38.8
3	24	1,294	872	67.4	422	32.6
合 計	280	10,840	5,999	55.3	4,841	44.7